

利用契約書

社会福祉法人 福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所
(移動支援)

【移動支援利用契約書】

福角会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対して提供する移動支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、屋外での移動が困難な利用者について、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切な外出の援助を行い、地域における自立生活及び、社会参加を促すことを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づくサービスについて定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、地域生活支援事業受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。

- サービスの提供は、サービス提供責任者・介護福祉士・訪問介護員研修及び外出介護養成研修の修了者等のサービス従事者（以下「ヘルパー」といいます。）が当たります。
- 事業所は、利用者の支援の必要度合い又は利用者本人やその家族や後見人等（以下「家族等」といいます。）の希望により、利用者にサービスを提供します。
- 事業所は、外出の援助に当たっては、利用者が豊かな日常生活を営むことができるよう、適切な技術を持ってサービス提供を行います。

5. 事業所は、利用者の必要などときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。

(サービス計画)

第4条 事業所は、次に掲げる事項を守って、サービス計画を実施します。

- (1) 利用者の日常生活全般の状況や必要としている利用者本人及び家族等の意向を踏まえて、サービスの目標及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- (2) サービス計画は、別紙「移動支援計画」に定めるとおりとします。
- (3) 事業所は、サービス計画作成後においても、定期的にサービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (4) 事業所は、サービス計画を作成又は変更したときには、利用者又は家族等にサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(利用の中止、変更、追加)

第5条 利用者は、利用期日前において、移動支援の利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日17時30分までに事業所に申し出るものとします。

2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
3. 事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能な日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

りようしゃふたんがく (利用者負担額)

だい じょう 第 6 条 利用者は、第 3 条 に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定のサービス利用料金のうち、利用者負担額を事業所に支払います。障害者総合支援法に基づく地域生活支援給付費は、事業所が市町村から代理して受領します。

2. 前項の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算します。

りようしゃふたんがく しはら ほうほうなど (利用者負担額の支払い方法等)

だい じょう 第 7 条 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、利用者に送付します。

2. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、口座振替にて支払います。

3. 事業所は、利用者から、利用者負担金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込及び自動引き落としの場合は振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

4. 事業所は、利用者が希望する、地域生活支援給付費対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。

5. 事業所は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族等の同意を得ます。

6. 地域生活支援給付費対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、サービスを行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

7. 地域生活支援給付費対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

しんたいこうそく きんし (身体拘束の禁止)

だい じょう 第 8 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ぎやくたいぼうし そち (虐待防止のための措置)

だい じょう じぎょうしゃ しょうがいふくしきーび すていきょう じゅうぎょうしゃかんそうご りょうしゃなど
第9条 事業者は、障害福祉サービス提供にあたり、従業員間相互において利用者等に
たい ぎやくたい こうそくなど ぼうし
対しての虐待、拘束等について防止するものとします。

- じぎょうしゃ しょうがいしゃなど じんけんようご ぎやくたいぼうし ため せきにんしゃ せっち などひつよう たいせい
2. 事業者は、障害者等の人権擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制をとる
とともに、じゅうぎょうしゃ たいし けんしゅう じっし など そち こう つと
従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

そうだんおよ えんじょ (相談及び援助)

だい じょう じぎょうしょ つね りょうしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうなど てきかく はあく つと
第10条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、
りょうしゃまた かぞくとう そうだん てきせつ おう ひつよう じよげん た えんじょ おこな
利用者又は家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこうちえっく (健康チェック)

だい じょう じぎょうしょ つね りょうしゃ けんこう ちゅうい けんこうほじ てきせつ そち こう
第11条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じ
ます。

けいやくしゅうりょうじ えんじょ (契約終了時の援助)

だい じょう じぎょうしょ さーび すていきょう しゅうりょう かいやく ばあい ふく さい ひつよう えんじょ おこな
第12条 事業所は、サービス提供の終了(解約の場合も含まれます。)に際し、必要な援助を行
うとともに、しゅうりょう むね とうがいしちようそん れんらく
終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゅうじ えんじょ (緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしょ りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう ばあい すみ
第13条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに
きゅうきゅういりょうきかんまた りょうしゃ いりょうきかんなど しんりょう いらい りょうしゃ
救急医療機関又は利用者のかかりつけの医療機関等での診療を依頼し、利用者の
かぞくとう たい きんきゅう れんらく
家族等に対し、緊急に連絡します。

じぎょうしょ ぎむ (事業所の義務)

だい じょう じぎょうしょ さーび すていきょう りょうしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
第14条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮
します。

- じぎょうしょ けいやく もと ないよう りょうしゃ かぞくとう しつもんなど たい てきせつ せつめい
2. 事業所は、この契約に基づく内容について、利用者や家族等の質問等に対して適切に説明
おこな
を行います。

（守秘義務）

第15条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する義務を負います。

2. 事業所は、ヘルパーが在職中知り得た利用者又は家族等に関する秘密をその退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3. 事業所は、利用者の個人情報サービスを調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族等の同意を予め文書で得ない限り、いかなる場合も用いることはありません。ただし、サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

（契約の終了）

第16条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に、障害支援区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（利用者からの契約の解除）

第17条 利用者は、30日以上予告期間において利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはヘルパーが、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき

(3) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

(事業所からの契約の解除)

第18条 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者又は家族等が、事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納し、催告したにもかかわらず、3ヶ月以上支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (3) 利用者又は家族等が通知を行わずサービスの利用を3ヶ月間行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

(損害賠償)

第19条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(損害賠償がなされない場合)

第20条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対し

て故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつばら起因して損害が発生した

場合

三 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつばら

起因して損害が発生した場合

四 利用者が事業所もしくはヘルパーの指示・依頼に反して行った行為にもつばら起因して

損害が発生した場合

(利用者の損害賠償責任)

第21条 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・

ヘルパー・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその賠償

責任を負うものとします。

(情報の保存)

第22条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了

後5年間保存します。

2. 利用者又は家族等は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3. 利用者又は家族等は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることがで

きます。ただし、複写物に関しては、事業所は利用者又は家族等に対して実費相当額を請求
できるものとします。

(苦情解決)

第23条 利用者又は家族等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつで

も別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることが

できます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その

結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族等に文書で報告しま
す。

2. 事業所は、利用者又は家族等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者

たい いっさい ふりえき あた
対し、一切の不利益を与えません。

さいばんしょかつ
(裁判所轄)

だい じょう けいやく かん そしやう さいばんしょかつ じぎやうしよ しょざいち かんかつ さいばんしょ
第 2 4 条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

ほか
(その他)

だい じょう けいやく さだ じこう しょうがいしゃそうごうしえんほう ほかかんけいほうれい したが
第 2 5 条 この契約に定めない事項については、障害者総合支援法その他関係法令に従い
りやうしやおよ かぞくとう しんぎ したが せいじつ きやうぎ けつてい
利用者及び家族等が信義に従い誠実に協議して決定します。

ほんけいやく にかぞくとう たちあ けいやく ていけつ ばあい たちあいにらん しょめいおういん
本契約について、家族等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するものと
します。

じょうき けいやく せいりつ しょう けいやくしょ つう さくせい りようしゃおよ じぎょうしょ しょめいおういん
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の
うえかくじ つう しょじ
上各自1通を所持します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

けいやくしゃ りようしゃ じゅう しょ
契約者 (利用者) 住 所
し めい いん
氏 名 印

たちあいにん じゅう しょ
立会人 住 所
し めい いん
氏 名 印
本人との関係 ()

じ ぎょう しゃ しょ ざい ち えひめけんまつやましふくずみちょうこう ばんち
事業者 所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地
じ ぎょう しゃ めい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
事業者名 社会福祉法人 福角会
り じ ち ょ う よしの みちこ いん
理事長 芳野 道子 印